

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内容等	備考
契約年月日	令和7年1月8日	
契約件名	RI廃棄物集荷 一式	
契約金額	8,315,472円	
契約の相手方	東京都文京区本駒込二丁目28番45号 (社)日本アイソトープ協会	
問合せ先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 TEL 029-284-4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契約の概要	<p>本機構の東海キャンパスには大強度陽子加速器施設(J-PARC)が稼働しており、幅広い研究者の共同利用に供されている。</p> <p>このJ-PARCの運転や各種実験の結果、排気フィルターや実験用消耗品、保守、補修、改造に際して発生する各種可燃物及び不燃物がRI廃棄物(放射性廃棄物)として放射性廃棄物の保管場所で厳重に保管されている。</p> <p>本件は上記のRI廃棄物廃棄処分に係る集荷に関するものである。</p>	
随意契約の理由	<p>RI廃棄物の処分は「放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年六月十日法律第百六十七号)」に基づき廃棄業者として文部科学大臣の許可を受けた業者のみが行うことが可能となっており、この許可を受け、日本全国の事業所から廃棄物を集荷しているのは公益社団法人日本アイソトープ協会だけになる。</p> <p>よって、契約相手方として同社を選定するものである。</p>	